

人と人をつなぐ

●住所=串間市大字西方5500-2 ●FAX=0987-27-3075 ●開館日=平日 午前9時~午後6時
●メール=kushimageinin@kkd.biglobe.ne.jp ●HP=http://kushima-panerp.com/

● 市民による市民活動の準備や会議などで多くの方々にパナップをご利用いただいています。その中で、相談内容の多くを占めるのが「マッチング」です。「一緒に活動したい市民・市民団体を探している」「人手が足りない」などの相談です。そこでパナップでは、人と人をつなげるマッチングを行っております。具体的には、活動団体登録・ボランティア人材バンクの二つを柱に実施しており、この二つについて常時登録を呼びかけています。

● ボランティアをしたい方と、ボランティアが必要な方をつなげます。サポートまで支援しますので、初めてボランティアに挑戦したい人も安心。

● 市民活動情報誌を発行しています。市民活動にご希望の方はパナップまでご連絡を。

● 団体の基本情報、活動内容を登録することで、的確でスムーズなマッチングが可能。

● 登録でイベントや市民活動などが満載の情報誌をお届け。

● ボランティア人材バンク「パナップまっちゃん」

● 来年度の活動における補助金などの募集が始まっています。獲得などをお考えの方は早めのご相談をお勧めします。

● 市民活動情報誌を発行しています。市民活動にご希望の方はパナップまでご連絡を。

子育て支援情報

11月は児童虐待防止推進月間です。

「もしかして児童虐待かも…」と思ったら相談(通報)してください。



虐待を受けている疑いのある児童は年々増加しており深刻な社会問題となっています。虐待の動機としては「子どもの存在の拒否・否定」「しつけのつもりだった」などが挙げられ、内容は身体的虐待、育児放棄などがありますが、暴言を吐いて脅したり、子どもの前で配偶者や親族などに暴力を振るう「面前DV」などの心理的虐待も多くなっています。

児童虐待防止対策をしていくためには虐待の発生予防、早期発見、早期対応が大切になります。虐待の確信はなくても疑いがあるときには通告する義務があります。また、虐待でなかったとしても通告者には責任はありません。

通告を受けた福祉事務所や児童相談所は慎重に調査し、通告者を虐待者に知らせることもありません。手遅れになる前に迷わず、通告、相談をすることが大切なのです。

地域の皆さまのご協力をお願いします。

児童相談所・福祉事務所の相談窓口

福祉事務所 子育て支援係	
☎72-0333 (内線505)	月~金 午前8時~午後10時
串間市役所	
☎72-1111	月~金 午後10時~午前8時 土・日 終日
家庭児童相談室	
☎72-5783	月~金 午前9時~午後4時
都城児童相談所	
☎0986-22-5783	月~金 午前8時30分~午後5時15分 ※児童虐待などの緊急の場合は常時受付

不妊症・不育症の治療を受けている方へ

本市では、今年4月1日より、不妊症・不育症治療費の助成を行っています。4月号のこのコーナーで紹介し、病院でもチラシなどで周知してきましたが、改めてご紹介いたします。

◆助成の対象は？
平成28年4月1日以降に受けた不妊治療・不育症治療が対象となります。治療に直接関係のある費用が対象となります。

◆助成の対象者は？
串間市に住んでいて、結婚している夫婦で、①医療保険に加入している②税金滞納のない方が対象です。不妊治療のうち、特定不妊治療、男性不妊治療、不育症治療については、先に宮崎県の助成事業の申請が必要になります。日南保健所健康づくり課(☎23-3141)にお問い合わせください。

◆助成内容は？
一般不妊治療は、治療にかかる自己負担額を助成します。上限額に達するまで何回も申請することができます。特定不妊治療、男性不妊治療、不育症治療

対象治療	助成額	助成額の上限
一般不妊治療	保険適用：5万円/年 保険適用外：10万円/年	
特定不妊治療	75,000円/1回の治療	
男性不妊治療	25,000円/1回の治療	
不育症治療	40,000円/1回の妊娠期間	

は、治療にかかる自己負担額から宮崎県の助成事業の支給額を差し引いた額を助成します。助成上限額は以下のとおりです。

◆申請に必要なものは？
申請に必要な書類などについては各医療機関のチラシまたは下記問い合わせ先にお問い合わせください。

「周囲の人に知られたくない」と治療をしても申請されない方がいらつしやいますが、知り得た情報は申請以外に活用することはありませんのでご安心ください。また、ご不明な点などありましたらお問い合わせください。

すべての問い合わせ先 福祉事務所こども対策室子育て支援係 ☎72-0333 (内線 505・508)



地方創生特命部長
矢後雅司の
部長日記

地域コミュニティの在り方を一緒に考えてみませんか？

10月から串間市と宮崎県男女共同参画センターの共催の下、女性のネットワーク構築事業「女性による地域コミュニティづくり提言講座inくしま」が開講され、同月1日と15日の両日、私も参加してきました。

地域づくりを取り巻く環境は、買い物に不自由する人、家庭において育児・介護に困難を抱える人など、地域ごとに多様化・複雑化しており、行政が主体となる「公助」だけではなく、多様な個人・主体の協働によるきめ細やかな地域づくり、つまり「共助」の考え方がこれまで以上に求められていると思います。

そのためにも、「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画の視点から、地域コミュニティを構築していかねばならないと思います。支え合う力こそ地域づくりの重要な資源であり、支え合いの力の前提に「互いを認め合う力」が必要だと思います。地域づくりと男女共同

参加を具体的に掘り下げて学んでいく場が今回の講座になります。

さらに、一人ひとりが大切にされ、誰もが安心して暮らすことができる地域コミュニティをつくるには、そこにいる人をしっかりと見ること、「一人ひとりが大切にされること」に想いが届かないと、地域で暮らす人たちが抱える具体的な課題が見えてこないのではないのでしょうか。

行政が課題として整理する「人口減少」「耕作放棄地」「企業の空洞化」などの抽象化された言葉ではなく、それらの課題の根底にある具体的な声が求められていると思います。そこに「公助」と「共助」の連携のヒントがあるのではないのでしょうか。



提言講座の様子